

2023-24(令和 05-06)年度
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



2023-24 年度 国際ロータリー会長
ゴードン R. マッキナリー R. Gordon R. McNally

第 2590 地区ガバナー 樋口 明

横浜緑ロータリークラブ 会長 浅井 優子

第2590地区
Rotary
横浜緑ロータリークラブ



2023-24(令和 05-06)年度
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



2023-24 年度 国際ロータリー会長
ゴードン R. マッキナリー R. Gordon R. McNally



2023-24 年度 第 2590 地区ガバナー
樋口 明 (神奈川 RC)



ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする。
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

2023-24年度 横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

委 員 会 名	Page
横浜緑ロータリークラブ組織表	1
会長	2
幹事	
活動計画	5
クラブ概況報告	6
S.A.A.	10
会計	10
2022-23年度予算表	11
2022-23年度予算集計表	14
クラブ奉仕委員会	
クラブ奉仕委員会	15
クラブ戦略計画委員会	15
クラブ研修・広報・会報委員会	16
出席委員会	16
2022-23年度充填・未充填職業分類表	17
職業分類・会員選考委員会	22
親睦活動委員会	22
雑誌委員会	23
会員増強委員会	23
プログラム委員会	23
年間プログラム表	24
職業奉仕委員会	26
社会奉仕委員会	
社会奉仕委員会	27
M-DRF委員会	27
国際奉仕委員会	
国際奉仕委員会	28
ロータリー財団委員会	29
米山記念奨学委員会	29
青少年奉仕委員会	
青少年奉仕委員会	30
インターアクト・RYLA委員会	31
ロータリークラブ定款	32
横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則	50
横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程	63
R.I関係事務所アドレス	64

組織表

2023-24年度(令和05-06年度)



(* 理事会)

1 理 事 * 舟橋 金之介 * 齊藤 清紀 * 齋藤 光宏 * 北原 弘文 * 下中 英輝

2 役 員

会 長	* 浅井 優子	副 会 長	* 平田 恵介 (会長エレクト・会計監査)			
		副 会 長	* 高嶋 淳二 (直前会長・会計監査)			
幹 事	* 日向 誓子	副 幹 事	齊藤 清紀	齋藤 光宏		
S . A . A	* 田邊 雅子	副 S . A . A	北原 弘文	下中 英輝	檜田 祥一郎	齋藤 光宏
会 計	* 露木 健造	副 会 計	清水 裕之	高松 昌樹		

3 委 員 会 (◎ 委員長 ○ 副委員長 ・ 委員)

A ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会	◎ 舟橋 金之介	○ 田中 孝	・ 松尾 伸治	・ 檜田 祥一郎	・ 大地 哲郎
			・ 加藤 喜夫	・ 清水 裕之	・ 北原 弘文
1. クラブ戦略計画委員会	◎ 田中 孝	○ 加藤 喜夫	・ 森 一誠	・ 下中 英輝	
2. クラブ研修・広報・会報委員会	◎ 松尾 伸治	○ 齋藤 光宏	・ 高松 昌樹	・ 檜田 祥一郎	
3. 出 席 委 員 会	◎ 檜田 祥一郎	○ 北原 弘文	・ 齊藤 清紀	・ 露木 健造	
4. 職業分類・会員選考委員会	◎ 大地 哲郎	○ 加藤 喜夫	・ 村松 勇治	・ 清水 裕之	
5. 親 睦 活 動 委 員 会	◎ 檜田 祥一郎	○ 下中 英輝	・ 北原 弘文	・ 露木 健造	・ 清水 裕之
			・ 田邊 雅子	・ 松尾 伸治	・ 三谷 英弘
			・ 高松 昌樹	・ 齋藤 光宏	
6. 雑 誌 委 員 会	◎ 加藤 喜夫	○ 舟橋 金之介	・ 田中 孝	・ 大地 哲郎	
7. 会 員 増 強 委 員 会	◎ 清水 裕之	○ 露木 健造	・ 加藤 喜夫	・ 下中 英輝	
8. プ ロ グ ラ ム 委 員 会	◎ 北原 弘文	○ 武藤 泰典	・ 舟橋 金之介	・ 清水 裕之	
B 職 業 奉 仕 委 員 会	◎ 齊藤 清紀	○ 田邊 雅子	・ 檜田 祥一郎	・ 三谷 英弘	
C 社 会 奉 仕 委 員 会	◎ 齋藤 光宏	○ 村松 勇治	・ 下中 英輝	・ 高松 昌樹	
1. M-DRF 委 員 会	◎ 村松 勇治	○ 大地 哲郎	・ 森 一誠	・ 武藤 泰典	
D 国 際 奉 仕 委 員 会	◎ 北原 弘文	○ 村松 勇治	・ 武藤 泰典	・ 高松 昌樹	
1. ローターリー財団委員会	◎ 武藤 泰典	○ 加藤 喜夫	・ 村松 勇治	・ 大地 哲郎	
2. 米 山 記 念 奨 学 委 員 会	◎ 高松 昌樹	○ 北原 弘文	・ 田邊 雅子	・ 加藤 喜夫	
E 青 少 年 奉 仕 委 員 会	◎ 下中 英輝	○ 三谷 英弘	・ 舟橋 金之介	・ 露木 健造	
1. インターアクト・RYLA委員会	◎ 三谷 英弘	○ 下中 英輝	・ 清水 裕之	・ 松尾 伸治	

※ M-DRF : 緑災害救援基金 (Midori Disaster Relief Fund)

4 事 務 局 株式会社 N F C (事務局員: 小野 琢恵)

第 2590 地 区 役 員 ・ 委 員

地区職業奉仕委員長

齊藤 清紀

地区インターアクト副委員長

下中 英輝

地区職業奉仕委員

齋藤 光宏

2023(R05)年5月10日 時点

会長活動計画



会長 浅井 優子

副会長：平田 恵介（会長エレクト・会計監査）
高嶋 淳二（直前会長・会計監査）

今年度、横浜緑ロータリークラブの会長という大役を仰せつかりました。この、伝統あるクラブの会長という事で、重圧に耐えきれぬか心配ではございますが、会員の皆様、事務局と共に協力しあい、1年間全うしたいと思いますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2023-24 年度テーマ

「世界に希望を生み出そう」(Create Hope in the World!)

ゴードン R マッキナリー RI 会長

◎継続と変化

以前のリーダーたちのよいアイデアを前進させること。

「続けましょう 自分らしくあるために
思いやるある行いで 不親切な世界をあっと言わせるために」

(マヤ・アンジェロウ)

- ① ローターアクトの地位向上
- ② 女兒のエンパワーメント
- ③ DEI (Diversity Equity Inclusion 多様性公平性インクルージョン) の促進
- ④ ポリオ根絶
- ⑤ ロータリー行動計画の実践
- ⑥ メンタルヘルス

第 2590 地区 2023-24 年度テーマ

「先達を敬い、未来を見据えて行動しましょう！」

樋口明 ガバナー

- 先達を敬い、土台を固めましょう！
- 未来を見据えて、行動しましょう！
- 「行動する」にあたっての心構え、基盤

第 2590 地区 地区ビジョン

【地区数値目標】

- ① 会員数（ロータリアン・ローターアクター）

2,000名

② ロータリー 財団寄付 ～世界で良いことをしよう！

I 年次基金寄付

- 150ドル以上／人

II 恒久基金寄付（ベネファクター1名相当の寄付額は1,000ドル）

- 30名未満のクラブは2022-24年度の間で1名(1,000ドル)以上
- 30名以上50名未満のクラブは1名(1,000ドル)以上
- 50名以上のクラブは2名(2,000ドル)以上皿

III ポリオプラス基金

- 30ドル以上／人

IV ポール・ハリス・ソサイエティ

- 60名以上

③ 米山記念奨学事業寄付 ～米山奨学生・学友の育成、支援のために！

I 普通寄付

- 5,000円以上／人

II 特別寄付

- 20,000円以上／人

【地区行動目標】

- ① My Rotary の登録
- ② ロータリー賞への挑戦
- ③ 世界ポリオデーに因んだイベントを開催
- ④ ロータリーファミリーとの絆を深める
- ⑤ ウクライナ支援の継続等、人道支援ニーズに応じた迅速な支援を行います。
- ⑥ RLI（ロータリー・リーダーシップ研究会）
- ⑦ 新会員を対象とした合宿研修会
- ⑧ レディースデーの開催
- ⑨ 米山記念奨学生の大学訪問（各世話クラブにて）
- ⑩ ロータリー希望の風奨学金への支援を継続
- ⑪ 関東大震災から100年

2023-24 年度 クラブテーマ

“団結力！ そして充実したロータリーライフ”

RI 会長とガバナーが掲げた方針をもとに、本年度の年次目標を立て、活動を行っていきたいと思います。

1. 長期的戦略

単年度にて各委員会の委員長が変わる為、引き継ぎがスムーズに出来ず、委員会の仕事が分からない状況でのスタートとなる傾向が見られがちです。コロナ禍でクラブ活動が出来ない時に入会した会員に至っては尚更です。前年度は、4 回に渡ってフォーラムを開きパスト会長にロータリークラブの仕組みを教えて頂きました。引き続き行っていきたいと思います。そして、長期的な奉仕活動や単年度にて行うものを精査し、各委員長が奉仕活動の内容や予算などのマニュアルや、申し送り出来る体制を作ります。

2. 会員増強

増強委員長並びに会員の皆様と協力のもと、退会者 0 名と会員増員 3 名を目指します。

3. 親睦活動

親睦活動委員長や幹事と協力をして、移動例会・家族会・炉辺会合・同好会・他クラブへの訪問・会員が気軽に意見交換出来る場を設け、ご家族・社員・ご友人にも参加できるような場を設けたいと思います。

4. 奉仕活動

現在行っている奉仕活動の再検討や、姉妹クラブの台湾怡東 RC と友好を深め、新たに取り入れたい奉仕活動の意見を交換し、海外での社会奉仕活動を行いと思います。

以上の事から、会員は、クラブ全体を理解して積極的に活動を行う事が出来き、入会候補者には活動内容を伝える事が出来ます。そこで団結力が結ばれて、ともに充実したロータリーライフを送る事が出来ると思います。

横浜緑ロータリークラブの伝統を守り 1 年間ロータリー活動を行いたいと思います。

幹事活動計画



幹事

日向 誓子

副 幹 事 ： 齊藤 清紀 ・ 齋藤 光宏

本年度、歴史ある横浜緑ロータリークラブの幹事という大役を仰せつかりました。若輩者ゆえ、至らない点も多々あるかと思いますが、浅井会長の方針の下、クラブが円滑に活動することができるように、また、会員の皆様がクラブの活動を楽しむことができるように、精一杯努めて参りたいと思います。

幹事の主な活動としては、会長の運営方針に基づいて、各理事、役員、委員長、事務局と密に連絡を取り合い、お互いの意思疎通を図るとともに、会員の皆様にスムーズで正確な情報伝達を行うことだと考えております。

新型コロナウイルスの位置づけ変更を受けて、従前のような活発なクラブ活動を行うことができるように努めるとともに、クラブ内外への活動の発信にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

会員の皆様及び事務局の皆様のご指導・ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

ク ラ ブ 概 況 報 告

幹 事： 日向 誓子
副幹事： 齊藤 清紀 齋藤 光宏

クラブの概況

1. 名称区域及び所在地

(1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ

(2) 地 域 横浜市 緑区・青葉区・都筑区

	総人口	世帯数	
緑 区	183,202	81,595	[2023(令和5)年6月1日 現在]
青 葉 区	309,968	135,826	[2023(令和5)年6月1日 現在]
都 筑 区	215,309	88,103	[2023(令和5)年6月1日 現在]
地 域 合 計	708,479	305,524	横浜市:「横浜人口ニュース(推計)」より

(3) 事 務 局 〒226-0016 横浜市緑区霧が丘2-12-1 (株)NFC内
Tel : 045-442-8091 Fax : 045-442-8092
E-mail : rc.office@rcmidori.org
URL : https://rcmidori.org/

(4) 例 会 場 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台1-5-8
Tel : 045-985-2109 Fax : 045-985-2108
URL : http://www.hotel-aobadai-forum.com/

(5) 例 会 日 時 毎週水曜日 12時30分～13時30分

2. 創立

1970(昭和45)年 2月28日 創立総会(スポンサー・クラブ 横浜港北RC)
1970(昭和45)年 3月11日 RI正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一
1970(昭和45)年12月13日 RI加盟 認証状伝達式
4クラブ合同(横浜港南・横浜瀬谷・横浜緑・横浜旭) 於:横浜文化体育館

付 記

所属地区は、当初第359地区。1974(昭和49)年7月、第359地区より山梨県・静岡県を区域とする第362地区が分割され、当地区は神奈川1県となりました。
1977(昭和52)年7月よりRIの地区変更により、第259地区となりました。
1991(平成3)年7月よりRIの地区変更により、第2590地区となりました。
2018(平成30)年7月より第2590地区のグループ編成変更により、第5北グループとなりました。

☆ チャーターメンバー(24名)

秋 田 茂	1980(昭55).02.20	退会	浜 田 淳 太 郎	1973(昭48).01.31	退会
石 川 治 道	1977(昭52).06.30	退会	細 辻 文 次	1972(昭47).06.28	退会
岩 崎 薫 正	1982(昭57).06.30	退会	岩 本 正 三	1988(昭63).07.08	退会
小 林 安 雄	1995(平07).06.30	退会	松 田 三 郎	1972(昭47).06.07	退会
小 峰 政 博	1973(昭48).10.20	相模原南RCへ	三 橋 英 一	1992(平04).03.21	死去
中 山 恒 三 郎	1985(昭60).04.24	退会	名 倉 健 二	1998(平10).12.30	名誉会員死去
柴 田 清	1973(昭48).04.04	退会	岡 本 健	2012(平24).02.03	死去
鈴 木 憲 一	1979(昭54).09.01	死去	志 田 宝	1972(昭47).01.29	退会
土 志 田 昭 吉	1979(昭54).08.29	退会	高 橋 正 文	1975(昭50).06.26	退会
足 立 英 一	1971(昭46).09.01	退会	富 永 力	1989(平01).12.30	退会
麻 生 和 衛	1979(昭54).12.26	退会	鶴 川 昇	2007(平19).11.28	死去
藤 森 茂	1972(昭47).04.05	退会	吉 田 晴 太 郎	1973(昭48).05.02	退会

3. 歴代会長・幹事 及び 会員数、出席率

年 度	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年 間 平 均 出 席 率	備 考
創立時 ～1970(昭和45)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	92.86%	設立から6月迄
1970(昭和45) ～1971(昭和46)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	98.58%	
1971(昭和46) ～1972(昭和47)	秋 田 茂	三 澤 君 夫	41名	98.09%	
1972(昭和47) ～1973(昭和48)	小 林 安 雄	高 橋 正 文	40名	94.09%	
1973(昭和48) ～1974(昭和49)	加 藤 雅 光	名 倉 健 二	37名	98.40%	
1974(昭和49) ～1975(昭和50)	鵜 川 昇	山 下 栄 蔵	39名	97.67%	
1975(昭和50) ～1976(昭和51)	名 倉 健 二	武 藤 松 一	42名	97.38%	
1976(昭和51) ～1977(昭和52)	中 山 恒 三 郎	岩 沢 幸 男	47名	98.60%	
1977(昭和52) ～1978(昭和53)	三 澤 君 夫	岡 本 健	48名	98.82%	
1978(昭和53) ～1979(昭和54)	森 善 助	浜 田 勝 弥	47名	98.67%	
1979(昭和54) ～1980(昭和55)	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	50名	98.74%	
1980(昭和55) ～1981(昭和56)	岡 本 健	代々木 和男	45名	99.33%	
1981(昭和56) ～1982(昭和57)	岩 沢 幸 男	中 林 靖	50名	99.18%	
1982(昭和57) ～1983(昭和58)	田 辺 政 雄	内 野 晃	48名	99.11%	
1983(昭和58) ～1984(昭和59)	武 藤 松 一	渡 辺 武	50名	97.86%	
1984(昭和59) ～1985(昭和60)	戸 田 裕 也	寺 崎 誠 三	45名	96.31%	
1985(昭和60) ～1986(昭和61)	田 沼 文 衛	岩 岡 正	45名	96.27%	
1986(昭和61) ～1987(昭和62)	中 林 靖	赤 柄 忠 昭	50名	97.83%	
1987(昭和62) ～1988(昭和63)	内 野 晃	藪 島 五 郎	51名	96.96%	
1988(昭和63) ～1989(平成1)	代々木 和男	遠 藤 真 作	53名	95.65%	
1989(平成1) ～1990(平成2)	藪 島 五 郎	幸 内 伸 雄	47名	94.68%	
1990(平成2) ～1991(平成3)	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	50名	94.50%	
1991(平成3) ～1992(平成4)	幸 内 伸 雄	横 井 好 明	51名	91.92%	
1992(平成4) ～1993(平成5)	遠 藤 真 作	日 高 信 良	46名	91.91%	
1993(平成5) ～1994(平成6)	横 井 好 明	遠 藤 一 典	45名	92.46%	
1994(平成6) ～1995(平成7)	渡 辺 宏 未 (横井 好明)	井 上 周 輔	47名	93.81%	
1995(平成7) ～1996(平成8)	中 林 靖	脇 田 幸 一	43名	92.70%	

1996(平成8) ～1997(平成9)	小 林 新 一	金 子 朝 夫	43名	95.30%	
1997(平成9) ～1998(平成10)	遠 藤 一 典	森 宏	43名	95.40%	
1998(平成10) ～1999(平成11)	脇 田 幸 一	市 瀬 栄 一	48名	93.00%	
1999(平成11) ～2000(平成12)	森 宏	須 藤 保 夫	39名	92.60%	
2000(平成12) ～2001(平成13)	藤 津 均	村 松 勇 治	38名	92.60%	
2001(平成13) ～2002(平成14)	加 藤 喜 夫	森 一 誠	38名	86.70%	
2002(平成14) ～2003(平成15)	市 瀬 栄 一	鶴 岡 武	36名	95.00%	
2003(平成15) ～2004(平成16)	森 一 誠	齊 藤 清 紀	36名	88.80%	
2004(平成16) ～2005(平成17)	村 松 勇 治	武 藤 泰 典	38名	87.40%	
2005(平成17) ～2006(平成18)	鶴 岡 武	河 淵 雄	35名	90.40%	
2006(平成18) ～2007(平成19)	齊 藤 清 紀	北 原 弘 文	34名	85.90%	
2007(平成19) ～2008(平成20)	大 地 哲 郎	長 根 信 康	34名	85.27%	
2008(平成20) ～2009(平成21)	河 淵 雄	濱 田 茂	40名	83.33%	
2009(平成21) ～2010(平成22)	河 原 裕 典	若 山 誉	42名	83.17%	
2010(平成22) ～2011(平成23)	餅 田 実	田 中 孝	45名	80.82%	
2011(平成23) ～2012(平成24)	北 原 弘 文	下 中 英 輝	39名	85.15%	
2012(平成24) ～2013(平成25)	武 藤 泰 典	露 木 健 造	36名	89.99%	
2013(平成25) ～2014(平成26)	天 野 正 昭	清 水 裕 之	34名	88.22%	
2014(平成26) ～2015(平成27)	若 山 誉	高 嶋 淳 二	32名	86.10%	
2015(平成27) ～2016(平成28)	露 木 健 造	小 泉 豊	28名	86.69%	
2016(平成28) ～2017(平成29)	下 中 英 輝	井 上 幸 治	29名	85.21%	
2017(平成29) ～2018(平成30)	井 藤 昭 宏	大 野 富 生	29名	85.10%	
2018(平成30) ～2019(令和1)	井 上 幸 治	舟 橋 金 之 介	28名	82.04%	
2019(令和1) ～2020(令和2)	小 泉 豊	秋 山 光 正	29名	74.18%	
2020(令和2) ～2021(令和3)	舟 橋 金 之 介	浅 井 優 子	28名	74.09%	
2021(令和3) ～2022(令和4)	清 水 裕 之	北 原 弘 文	29名	75.33%	
2022(令和4) ～2023(令和5)	高 嶋 淳 二	平 田 恵 介	24名	集計中	5月末時点 83.31%
2023(令和5) ～2024(令和6)	浅 井 優 子	日 向 誓 子	22名		前年度末現在

4. 会員〔2023(令和5)年7月1日 見込〕

(1) 会員の種類

正 会 員 22名
内チャーターメンバー 0名

(2) 年齢構成

30才 ～ 39才 0名 40才 ～ 49才 3名 50才 ～ 59才 6名
60才 ～ 69才 4名 70才 ～ 79才 6名 80才以上 3名
最高齢 88.6才 最年少 42.6才 平均年齢 54.6才

(3) ローター経験年数構成(他クラブ在籍含まず)

1年未満 1名 1年 ～ 3年 4名 3年 ～ 5年 2名
5年 ～ 10年 3名 10年 ～ 15年 1名 15年 ～ 20年 3名
20年 ～ 25年 1名 25年 ～ 30年 5名 30年超 2名
最高 33.3年 最少 0.1年 平均 16.2年

5. 行事及び諸会合予定

別紙「年間プログラム」添付

6. 今期までの主なる歩み

	内 容	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長等
1	チャーターナイト	1970(昭45).12.13	石川 治道	柴 田 清	(特別代表) 山 崎 卯 一
2	インターアクトクラブ設立	1977(昭52).11.23 桐蔭学園	三 澤 君 夫	岡 本 健	桐蔭学園高校 インターアクトクラブ*
3	10 周 年 記 念	1980(昭55).03.22	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	三 澤 君 夫
4	ローターアクトクラブ設立	1980(昭55).11.23 桐蔭学園	岡 本 健	代々木 和男	桐蔭学園高専 ローターアクトクラブ*
5	20 周 年 記 念	1989(平01).04.01	代々木 和男	遠 藤 真 作	鵜 川 昇
6	ガバナー出身	1990(平02).07.01 1991(平03).06.30	鵜川 昇 会員		
7	拡大実験(創立総会)	1978(昭53).05.25 三井銀行青葉台支店	三 澤 君 夫	岡 本 健	横浜田園 RC 加 藤 雅 光
8	拡大実験(創立総会)	1984(昭59).03.27 和光証券	武 藤 松 一	渡 辺 武	横浜たま RC 中山 恒三郎
9	拡大実験(創立総会)	1991(平03).05.28 新横浜国際ホテル	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	新 横 浜 RC 近 藤 襄
10	30 周 年 記 念	2000(平12).04.01 新横浜国際ホテル	森 宏	須 藤 保 夫	山 下 栄 蔵
11	第4・5グループ I.M	2006(平18).01.29 桐蔭学園	鶴 岡 武	河 渕 雄	遠 藤 一 典
12	40 周 年 記 念	2010(平22).03.19 新横浜国際ホテル	河 原 裕 典	若 山 誉	代々木 和男
13	第4・5グループ I.M	2018(平30).03.03 横浜市緑区民文化センター	井 藤 昭 宏	大 野 富 生	武 藤 泰 典
12	50 周 年 記 念	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため保留	小 泉 豊	秋 山 光 正	加 藤 喜 夫

S.A.A.活動計画



S.A.A.

田邊 雅子

副 S A A : 北原 弘文 ・ 下中 英輝 ・ 槍田 祥一郎
・ 齋藤 光宏

横浜緑ロータリークラブの伝統と規律を尊重し、例会をはじめ全ての会合が楽しく、秩序正しく運営されるよう努めます。また、気品と風紀が守られるよう心を配ります。例会運営は会長方針に則り、幹事及びプログラム委員会等と連携し、効率的な進行に努めます。

【活動計画】

1. 通常例会では、点鐘の約 30 分前から食事をご用意いたします。
2. 例会では、パスト会長や出席免除者には分散して着席していただき、入会歴の浅い会員を優しく見守っていただきたいと思います。
3. 時間管理、特に卓話の進行に配慮するとともに、ゲスト・ビジターが楽しく過ごせるよう努めます。

どうぞ会員の皆様のご協力をお願いいたします。

会計活動計画



会計

露木 健造

副 会 計 : 清水 裕之 ・ 高松 昌樹

2023-24年度 予算表(案)

(令和05年07月～令和06年06月)

会 計 露木 健造
副会計 清水 裕之 高松 昌樹

I. 一般会計
[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	7,040,000	7,680,000	▲ 640,000	320,000x22名x100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	480,000	960,000	▲ 480,000	320,000x3名x100.0%x50.0%
入 会 金	150,000	300,000	▲ 150,000	50,000x3名x100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	50,000	50,000	0	
雑 収 入	10,000	10,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	7,730,000	9,000,000	▲ 1,270,000	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本 部 関 係	人 頭 分 担 金	191,160	191,160	0	7,080x27名 年間\$59 \$1=¥120想定 審議会費用等含む
	地 区 分 担 金	729,000	729,000	0	27,000x27名 本会計15,000特別会計12,000
	地 区 大 会 分 担 金	108,000	108,000	0	4,000x27名x100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	290,000	290,000	0	10,000x29名x100.0% 晩餐会2名分含む
	I . M	216,000	216,000	0	8,000x27名x100.0%
	地 区 協 議 会	190,000	190,000	0	10,000x19名x100.0% 義務者14名新人5名
	寄 付 金	0	0	0	今年度は預り金制度
	小 計	1,724,160	1,724,160	0	
総 務 関 係	例 会 費	2,544,000	2,524,800	19,200	63,600(3,180x20名)x例会場・例会数:40回
	記 念 品 費	140,000	148,000	▲ 8,000	記念品(本人) 4,000x25名+前年度役員賞
	通 信 費	150,000	150,000	0	
	事 務 用 品 費	180,000	180,000	0	コピー機カウンター料金含む
	印 刷 費	430,000	430,000	0	
	リ ー ス 費 用	31,284	307,152	▲ 275,868	31,284x1ヶ月 再リース
	事 務 委 託 費	3,300,000	3,300,000	0	事務局地代家賃含む
	備 品 費	30,000	30,000	0	
	交 際 費	100,000	100,000	0	会長幹事会参加費 含む
	雑 誌 文 献 費	120,000	120,000	0	ロータリーの友 4,000x30名x100.0% 含む
	慶 弔 費	80,000	80,000	0	
	事 務 局 地 代 家 賃	0	0	0	0x12ヶ月(光熱費含む)
	保 守 ・ 修 繕 費	10,000	10,000	0	
	S . A . A	10,000	10,000	0	
	特 別 積 立 金	0	0	0	
小 計	7,125,284	7,389,952	▲ 264,668		
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	630,000	630,000	0	
	クラブ戦略計画	(10,000)	(10,000)	0	
	ク ラ ブ 研 修 報	(150,000)	(150,000)	0	
	広 報 ・ 会 報	(150,000)	(150,000)	0	
	出 席	(10,000)	(10,000)	0	
	職 業 分 類 考	(10,000)	(10,000)	0	
	会 員 選 考	(10,000)	(10,000)	0	
	親 睦 活 動	(300,000)	(300,000)	0	
	雑 誌	(0)	(0)	0	
	会 員 増 強	(30,000)	(30,000)	0	
	プ ロ グ ラ ム	(120,000)	(120,000)	0	
	(S . A . A)	(0)	(0)	0	
予 備 費	(0)	(0)	0		
小 計	630,000	630,000	0		
支 出 合 計		9,479,444	9,744,112	▲ 264,668	
次 期 繰 越 金		▲ 1,749,444	▲ 744,112	▲ 1,005,332	(収入合計-支出合計)

記念品(ニコニコ)
会 員 誕 生 日 5,000 円 以上
パ ー ト ナ ー 誕 生 日 5,000 円 以上
計 10,000 円 以上 一人10,000円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	1,200,000	1,200,000	0	記念品代(誕生日)10,000円×1名=10,000円含む
花 ス マ イ ル	0	0	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,200,000	1,200,000	0	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕	150,000	150,000	0	
	社 会 奉 仕	300,000	300,000	0	
	社 会 奉 仕	(270,000)	(270,000)	0	
	M - D R F	(30,000)	(30,000)	0	
	国 際 奉 仕	250,000	250,000	0	
	国 際 奉 仕	(200,000)	(200,000)	0	
	ロ ー タ リ ー 財 団	(20,000)	(20,000)	0	
	米 山 奨 学	(30,000)	(30,000)	0	
	青 少 年 奉 仕	350,000	350,000	0	
	青 少 年 奉 仕	(200,000)	(200,000)	0	
	イ ン タ ー ア ク ト R Y L A	(150,000)	(150,000)	0	
	小 計	1,050,000	1,050,000	0	
	予 備 費	150,000	150,000	0	
支 出 合 計		1,200,000	1,200,000	0	
次 期 繰 越 金		0	0	0	(収入合計-支出合計)

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 助 成 金	900,000	1,400,000	▲ 500,000	100,000×9ヶ月×100.0%
青 少 年 交 換 留 学 生 助 成 金	0	0	0	0×0ヶ月×100.0%
前 期 繰 越 金	0	140,000	▲ 140,000	
収 入 合 計	900,000	1,540,000	▲ 640,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 授 業 料	900,000	1,400,000	▲ 500,000	100,000×9ヶ月×100.0%
青 少 年 交 換 留 学 生 授 業 料	0	0	0	0×0ヶ月×100.0%
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	900,000	1,400,000	▲ 500,000	
次 期 繰 越 金	0	140,000	▲ 140,000	(収入合計-支出合計)

IV. 預り金

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
預 り 金	1,100,000	1,350,000	▲ 250,000	50,000×22名×100.0%
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,100,000	1,350,000	▲ 250,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
預 り 金 ・ 支 出	1,016,400	1,247,400	▲ 231,000	預り金内訳 参照
預 り 金 ・ 返 却	83,600	102,600	▲ 19,000	3,800 × 22 人 × 100.0%
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	1,100,000	1,350,000	▲ 250,000	
次 期 繰 越 金	0	0	0	(収入合計-支出合計)

預 り 金 使 途	金 額 / 個 人	金 額 / ク ラ ブ	備 考
預 り 金 内 訳			
米山記念奨学会 特別寄付	20,000	440,000	対象 22名
ロータリー財団 年次寄付	21,000	462,000	対象 22名 \$150 \$1=140円
ロータリー財団 ポリオプラス 指定寄付	4,200	92,400	対象 22名 \$30 \$1=140円
赤い羽根	1,000	22,000	対象 22名
合 計	46,200	1,016,400	預り金返却予想額 3,800 円

V. M-DRF

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
M - D R F 資 金	0	0	0	
予 備	0	0	0	
前 期 繰 越 金	1,000,000	0	1,000,000	
収 入 合 計	1,000,000	0	1,000,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
M - D R F 寄 付 等	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	0	0	0	
次 期 繰 越 金	1,000,000	0	1,000,000	(収入合計-支出合計)

VI. 積立金

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
特別会費(50周年積立)	0	0	0	0 × 27 人 × 100.0%
予 備	0	0	0	
前 期 繰 越 金	0	2,500,000	▲ 2,500,000	
収 入 合 計	0	2,500,000	▲ 2,500,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
50 周 年 記 念 行 事	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	0	0	0	
次 期 繰 越 金	0	2,500,000	▲ 2,500,000	(収入合計-支出合計)

2023-24年度 予算集計表(案)

(令和05年07月～令和06年06月)

	収 入			支 出		
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
一 般 会 計	年 会 費	7,040,000	7,680,000	本 部 関 係	1,724,160	1,724,160
	中途入会者年会費	480,000	960,000	総 務 関 係	7,125,284	7,389,952
	入 会 金	150,000	300,000	委 員 会 関 係	630,000	630,000
	ビジター登録料	50,000	50,000			
	雑 収 入	10,000	10,000			
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	▲ 1,749,444	▲ 744,112
	計	7,730,000	9,000,000	計	7,730,000	9,000,000
特 別 会 計 (奉仕の部)	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	ス マ イ ル	1,200,000	1,200,000	奉 仕 関 係	1,050,000	1,050,000
	花 ス マ イ ル	0	0	予 備 費	150,000	150,000
		0	0		0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	0
特 別 会 計 (奨学生の部)	計	1,200,000	1,200,000	計	1,200,000	1,200,000
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	米山奨学生助成金	900,000	1,400,000	米山奨学生授業料	900,000	1,400,000
	青少年交換留学生助成金	0	0	青少年交換留学生授業料	0	0
		0	0	予 備 費	0	0
預 り 金	前 期 繰 越 金	0	140,000	次 期 繰 越 金	0	140,000
	計	900,000	1,540,000	計	900,000	1,540,000
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	預 り 金	1,100,000	1,350,000	預 り 金 ・ 支 出	1,016,400	1,247,400
		0	0	預 り 金 ・ 返 却	83,600	102,600
M-DRF		0	0	予 備 費	0	0
		0	0	次 期 繰 越 金	0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	計	1,100,000	1,350,000
	計	1,100,000	1,350,000	科 目	予 算 額	前年度予算額
				M-DRF 寄 付 等	0	0
積 立 金	M-DRF 資 金	0	0	予 備 費	0	0
	予 備	0	0	次 期 繰 越 金	1,000,000	0
	前 期 繰 越 金	1,000,000	0	計	1,000,000	0
	計	1,000,000	0	科 目	予 算 額	前年度予算額
				特別会費(50周年積立)	0	0
予 備 金	特別会費(50周年積立)	0	0	50周年記念行事	0	0
	予 備	0	0	予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	0	2,500,000	次 期 繰 越 金	0	2,500,000
	計	0	2,500,000	計	0	2,500,000
	総 合 計	11,930,000	15,590,000	総 合 計	11,930,000	15,590,000

クラブ奉仕委員会



クラブ奉仕委員会

委員長：舟橋 金之介

副委員長：田中 孝

委員：松尾 伸治 ・ 槍田 祥一郎 ・ 大地 哲郎
・ 加藤 喜夫 ・ 清水 裕之 ・ 北原 弘文

クラブ奉仕委員会は、クラブの機能を充実させるため、あらゆる必要な行動にかかわる管理運営の土台を成す委員会です。

本委員会のメンバーは、①クラブ戦略計画、②クラブ研修・広報・会報、③出席、④職業分類・会員選考、⑤親睦活動、⑥雑誌、⑦会員増強、⑧プログラムという8つの小委員会の委員長によって構成されています。

本年度は、会長の運営方針の下、重点目標を下記の様に定め、本委員会のメンバーの方々と共にクラブの継続と発展につながる活動を目指します。

1. ビジョンに基づいた戦略計画を立案し、戦略と実行が一貫した活動を心がける。
2. ロータリー活動への積極的参加をうながし、取り組み、楽しみ、充実感を味わって頂き、当クラブへの愛着を更に深めて頂く。(会員数の減少を抑える。)
3. 新人を含め、会員が自己研鑽できる場を数多く提供し、積極的に参加してもらう。また、外部の人々にクラブの存在をあらゆる角度から知らせ、会員増強のチャンスに繋げる。

会員の皆様のご支援・ご協力のほど宜しくお願い致します。



クラブ戦略計画委員会

委員長：田中 孝

副委員長：加藤 喜夫

委員：森 一誠 ・ 下中 英輝

当クラブは少人数になりました。しかし全員よくロータリー精神を理解し、賛同して、喜んでロータリー活動に励んでおられるものと思います。今年度はより一層活発に、楽しく進めたいと思います。全会員のご協力をお願いします。

ロータリー活動の基本は2つ、職業を通じての親睦と奉仕です。

まず第1に親睦。例会や諸行事に出来る限り参加して多くの会員と交わり、互いの職業を通じて互いに学び助け合いましょう。メイキャップという制度もあります。当クラブや地区のクラブのみならず、全国の、全世界のロータリアンと交流しましょう。

次は奉仕です。ロータリーの諸行事を通じてロータリアンが相互に助け合うことは勿論、外部への奉

仕活動にも積極的に参加しましょう。これによりロータリーの認知度、知名度の上ることを期待しております。ロータリアンの中での当クラブの知名度も向上するものと思います。



クラブ研修・広報・会報委員会

委員長：松尾 伸治

副委員長：齋藤 光宏

委員：高松 昌樹 ・ 槍田 祥一郎

1. 地域に横浜緑 RC の存在と活動内容や意義を知っていただくために、地域新聞、(ア)地域集会、WEB 活用を通じ広報活動に努めます。
2. 地区方針に則り、会員に共通した理解を得るための研修を行います。
3. わかりやすく、ビジュアルな会報を作成し、クラブの親睦に貢献します。

どうぞ会員の皆様のご協力をお願いいたします。



出席委員会

委員長：槍田 祥一郎

副委員長：松尾 伸治

委員：北原 弘文 ・ 齋藤 清紀 ・ 露木 健造

ようやくコロナ禍も明け日常に戻りつつある中、会員の皆様は可能な限り青葉台フォーラムに集まり、顔を合わせ、直接会員同士の交流を深め、例会を楽しんで頂きたいと思います。

一方、諸般の事情から会場に直接足を運べない場合には、ぜひリモートワークを積極的に活用いただき、例会への参加をお願いします。

また、どうしても当日都合がつかない場合は、後日メイキャップという方法もあります。

例会は会員の基本となる活動です。

年度初めに年間の予定が発表されますので、出席率 100%を目指し、計画を立てていきましょう！

2023-24年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
広告/ 広報関係	印刷及び広告	書籍販売		
		総合広告代理		
		印刷		
		看板広告	高嶋 淳二	横浜標識(株)
農業、漁業、 林業	農 林 及 び 園 芸	農業	森 一誠	(有)宮地
	畜 産	獣医		
建築及び エンジニアリン グ	電 気 及 び 通 信	電気設備		
		情報通信		
	電 子 機 器	電子試験機		
	建 築 材 料 及 び 室 内 装 飾	粉体塗装		
		建築材料		
		家具室内装飾		
		建設・リフォーム		
		建築業		
銀行業 及び管財	金 融	都市銀行		
		地方銀行	高松 昌樹	横浜銀行 都筑中山エリア
		信用金庫		
		証券業	槍田 祥一郎	SMBC日興証券(株)
聖職及び その他宗教関係	宗 教	仏教	齊藤 清紀	(宗)福聚院
		神道		
コンピューター 及び情報システ	コンピューター機器	コンピューターシステム修復業		
地域及び 社会サービス	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	(株)エンディングナビゲーター
食品産業	食品及び嗜好品	レストラン		
		菓子店		
		酒店		

2023-24年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
建設、修理及び メンテナンス	建 設 業	建設請負業	平田 恵介	(株)日建産業
		鉄道建設		
		設備工事	村松 勇治	(株)ジェス
		電気工事		
		推進工事		
		建造物解体業		
		外装工事		
		水道営繕業		
教育	教 育	幼稚園		
		大学・高校・中学		
		大学		
		私塾		
サービス産業	衛 生	クリーニング店		
	美 容 及 び 整 形	理容		
		美容院		
	ホ テ ル 及 び 観 光	ホテル		
		旅行斡旋業		
	保 安 警 備 事 業	警備保障		
政府	政 府	自 動 車		
		自動車賃貸		
		国会議員		
		県議会議員		
		市議会議員		
保険及び 危機管理	保 險	保険代理業	北原 弘文	ソニー生命保険(株)
		生命保険		
		損害保険		

2023-24年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
製造	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	(株)武藤電機
		建設機械		
		機械製造		
		非鉄金属製錬		
		銃器及び火薬		
		保安機器・錠前		
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		金型製造		
	そ の 他	シリコン加工業		
法律	ビジネスサービ ス	社会保険労務士	田邊 雅子	グロースサポート社労士事務所
		情報サービス		
		弁護士	日向 誓子	横浜あかり法律事務所
		弁護士	三谷 英弘	
		税理士	清水 裕之	(税)あおい会計事務所
		司法書士		
		行政書士	齋藤 光宏	あおば行政法務事務所
		地域経済団体		
		経営コンサルタント	舟橋 金之介	(株)ビジネスバリュークリエーション
不動産	不 動 産	不動産業		
		不動産賃貸	田中 孝	亀長
		ビル賃貸	浅井 優子	(株)エイト
		土地賃貸		
運輸	運輸及び倉庫業	運送業		
		倉庫業		
		貨物自動車輸送		

2023-24年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
マーケティング 及び販売	衣 料	洋品店		
		洋服店		
		呉服店		
	木 材	輸入木材販売		
		文房具		
	日 用 品	スーパー		
		文房具		
	自 動 車	自動車販売		
		自動車整備	露木 健造	(株)霧が丘ガレージ
	小 売 業	宝飾販売		
		生花販売		
	卸売り/企業営業	金型材料販売		
	そ の 他	住宅販売	松尾 伸治	パナソニックホームズ(株)
医療及び ヘルスケア	医 術	内科医		
		外科医		
		小児科医		
		産婦人科医		
		整形外科医		
		耳鼻咽喉科医		
		眼科医		
		歯科医	加藤 喜夫	「愛誠」 歯科
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	横浜新緑総合病院
		専門病院		
		薬局		
		調剤薬局		

2023-24年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
管理	非政府組織 / 団体管理職	団体管理		
計理及び 金融業	(未 設 定)			
アート及び デザイン	(未 設 定)			
コミュニケーション/ ン/	(未 設 定)			
娯楽及び スポーツ	(未 設 定)			
人事関係	(未 設 定)			
軍役	(未 設 定)			
警察など	(未 設 定)			
科学、数学 及び技術	(未 設 定)			
社会科学	(未 設 定)			
その他	(未 設 定)			
		充 填	22	
		未 充 填	79	



職業分類・会員選考委員会

委員長：大地 哲郎

副委員長：加藤 喜夫

委員：村松 勇治 ・ 清水 裕之

時代と共に新しい職業が広がっており、職業奉仕を奉仕活動の柱の一つとして掲げるロータリークラブにおいて、多様な職業の会員を受け入れることは、クラブ活動の充実化や、クラブの発展につながります。

会員増強はクラブ全体の問題ととらえ、会員増強委員会や関連する委員会とも連携して、クラブの活性化に向けて積極的に取り組んでまいります。

併せて職業奉仕にも役立つ会員選考や、職業分類の目標を達成できるよう努めます。



親睦活動委員会

委員長：槍田 祥一郎

副委員長：下中 英輝

委員：北原 弘文 ・ 露木 健造 ・ 清水 裕之
・ 田邊 雅子 ・ 松尾 伸治 ・ 三谷 英弘
・ 高松 昌樹 ・ 齋藤 光宏

親睦活動委員会では、会員同士の親睦が深まる有意義な時間が持てるよう、会長・幹事並びに親睦活動委員の皆様と協議し、

家族会や夜間例会、懇親会等の企画を行いたいと思います。

コロナ渦も明け、通常スケジュールで開催が可能だと思われます。

会員皆様の温かいご理解とご協力、並びにご支援をよろしくお願いいたします。



雑誌委員会

委員長：加藤 喜夫

副委員長：舟橋 金之介

委員：田中 孝 ・ 大地 哲郎

ロータリーの友は毎月発行されております。例会出席と同じように、購読が会員の義務になっております。日本のみならず、世界中のロータリー活動の様子が、紹介されております。お読み頂いてロータリーの理解、活動の参考にして頂ければ、ロータリーの友の意義が生かされます。

会員の皆様が、お読み頂く姿を想像しながら！！



会員増強委員会

委員長：清水 裕之

副委員長：露木 健造

委員：加藤 喜夫 ・ 下中 英輝

現在の会員数は横浜緑ロータリー始まって以来の厳しい状況にあると思います。適正なクラブ運営かつ会員の役割分担から言ってもこれ以上の会員減少は何としても避けなければなりません。浅井会長の目標である純増3名は必須だと思いますので、今期については会員の皆様には最低1名を入会候補者として会場にお連れして頂きたいと思っております。

会員皆様のご協力を賜りながら、会員増強に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。



プログラム委員会

委員長：北原 弘文

副委員長：武藤 泰典

委員：舟橋 金之介 ・ 清水 裕之

2023-24(令和05-06)年度
横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

第1版

	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月
月間		会員増強・新クラブ結成 推進月間	基本的教育と識字率向上月 間/ロータリーの友月間	経済と地域社会の発展 月間/米山月間	ロータリー財団月間	疾病予防と治療月間
第1週	5日 定例理事会 会長・幹事所信表明挨拶 浅井優子 会長 日向誓子 幹事	2日 米山奨学生スピーチ 林 昕汝 米山奨学生	6日 定例理事会	4日 定例理事会	2日 夜間移動例会 千葉緑RC合同例会 (例会日変更) (場所未定) 合同ゴルフコンペ	6日 定例理事会
第2週	12日 5大奉仕委員長新任挨拶 舟橋 クラブ奉仕委員長 齊藤(清) 職業奉仕委員長	9日 イニエーションスピーチ 高松 昌樹 会員	13日	11日	8日 定例理事会 『ロータリー財団月間にちなんで』 外部卓話 卓話者未定	13日
第3週	19日 5大奉仕委員長新任挨拶 齊藤(光) 社会奉仕院長 北原 国際奉仕院長 下中 青少年奉仕委員長	16日 休会 夏休み 定款第7条第1節(d)項 適用	20日 外部卓話 『登山の勧め(仮)』 (一社)WITHネイチャー 奥津 信弘 様	18日	15日	20日 夜間移動例会 クリスマス家族会
第4週	26日 ガバナー公式訪問 クラブ協議会 樋口明 ガバナー 佐々部宣宏 ガバナー補佐	23日 クラブフォーラム(クラブ討論会) 『会員増強について』 清水会員増強委員長	27日	25日	22日	27日 休会 年末休み 定款第7条第1節(d)項 適用
第5週		30日 夜間移動例会			29日 夜間移動例会	
地区など行事					10日～11日 地区大会	
クラブ行事			親睦ゴルフ	15日 緑区民まつり	親睦ゴルフ 2日 千葉緑RC 合同ゴルフ	

2023-24(令和05-06)年度
横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

第1版

	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月
月間	職業奉仕月間	平和と紛争予防/ 紛争解決月間	水と衛生月間	母子の健康月間	青少年奉仕月間	ロータリー親睦活動月間
第1週	3日 休会 年始休み 定款第7条第1節(d)項 適用	7日 定例理事会	6日 定例理事会	3日 定例理事会	1日 休会 GW休み 定款第7条第1節(d)項 適用	5日 定例理事会 次年度計画案発表 平田恵介 会長エレクト
第2週	10日 定例理事会 会長・幹事 新年挨拶 浅井優子 会長 日向誓子 幹事	14日	13日	10日	8日 定例理事会	12日
第3週	17日	21日	20日 休会 春分の日	17日	15日	20日 夜間移動例会 期末懇親会 夜間移動例会(例会日変更) (場所未定)
第4週	24日 外部卓話 『職業奉仕について』 齊藤(清)地区職業奉仕委員長	28日 クラブ創立記念日	27日 移動例会 春の家族会(移動例会)	24日	22日	26日 会長・幹事 年度末挨拶 浅井優子 会長 日向誓子 幹事
第5週	31日 夜間移動例会				29日 夜間移動例会 合同例会 W/横浜田園RC (場所未定)	
地区など行事	7日～11日 国際協議会				25日 国際大会シンガポール	
クラブ行事	新年会			親睦ゴルフ		親睦ゴルフ

職業奉仕委員会



職業奉仕委員会

委員長：齊藤 清紀

副委員長：田邊 雅子

委員：槍田 祥一郎 ・ 三谷 英弘

2022-2023 年度、第 2590 地区研修委員会のガイドブックに、職業奉仕とは自己の職業に奉仕の理念(理想)を適用すること。すなわち「自己の職業に倫理基準を基礎に奉仕の理念を適用し、職業上の能力と手腕を生かして、人のため社会のために尽くすこと」とあります。

今年度は会長方針に基づき、毎月第 2 例会に「四つのテスト」を復唱します。また職場見学も実施したいと思います。



四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1 真 実か どうか
- 2 みんなに公 平か
- 3 好 意と友 情を
深めるか
- 4 みんなの**ために**
なるか どうか

社会奉仕委員会



社会奉仕委員会

委員長：齋藤 光宏

副委員長：村松 勇治

委員：下中 英輝 ・ 高松 昌樹

ロータリークラブ活動の哲学的小および実践的な基準である五大奉仕部門の中で、奉仕の第三部門とされる社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高め、より豊かにすべく取り組む奉仕活動と説明されています。

社会奉仕の実践は、事業活動はもとより個人生活、社会生活において奉仕の理念を適用することを奨励、育成することであり、そのためには、①人権尊重分野、②地域発展分野、③環境保全分野、④共同奉仕分野など、あらゆる面に視野を広げ、立ち止まり、咀嚼し、考え、取り組むことが求められるものです。

視野を広くとれば奉仕の機会には恵まれるでしょう。一方で、時間的・予算的制約もあるでしょう。優先順位を考えながら価値ある奉仕活動を実践していくためには、会長・幹事のご指導をいただきながら、当クラブに在籍する多士済々の会員の皆様方の声に耳を傾け、そして委員の皆様とご相談しながら実践していく。そのような姿勢が求められることでしょう。

今年度は、継続的に取り組まれている、緑区民まつり・こども移動動物園の開催、北山田さくら祭りへの参加などを通じて、地域に暮らす市民の方々にロータリーの社会奉仕の理念を周知する一方で、広い視野をもって、次の社会奉仕の機会を見つけ出す活動に取り組むと考えています。



M-DRF(緑災害救援基金)委員会

委員長：村松 勇治

副委員長：大地 哲郎

委員：森 一誠 ・ 武藤 泰典

社会奉仕委員会の分化委員会で、当クラブ50周年の時、設立された委員会です。

過去から引継ぎ、特別災害時の支援対応を関連クラブと連携して迅速に対応できる委員会として活動を進めてまいります。

むろん災害が無いことを祈りながら、日頃から万一に備えた積立を、会員皆様のご支援を引き続きお願い申し上げます。

国際奉仕委員会



国際奉仕委員会

委員長：北原 弘文

副委員長：村松 勇治

委員：武藤 泰典 ・ 高松 昌樹

国際奉仕とは、諸外国との国際理解、親善協力に基づき世界平和を推進する為に行う活動であり、世界社会奉仕(WC S)をコンセプトとし、ロータリー財団委員会、米山奨学委員会と協力しながら、医療、教育、災害支援、文化交流などに対する金銭的支援はもとより行動的「参加型」支援を行えるよう考えたいと思います。

新型コロナウイルス感染も、ようやく終息に向かいつつあり、世界の国々との交流も再び始まりましたが、戦争や紛争などが今なお続きます。

このような情勢の中、これから起こりえる事態や貧困に苦しむ諸外国の環境に対する支援など、何が出来るかは分かりませんが、1 年間の中で企画立案をして行きたいと思いますので、皆様の提案や協力をお願いいたします。

昨年度まで行っていた、フィリピンへの古着支援など、引き続き継続していきたいと思います。また、姉妹クラブの「千葉緑RC」や「台北怡東RC」と連携しての支援活動も、協力をしていきたいと思っています。

シンガポールでの開催予定の国際大会には、全員に声がけして、積極的に参加したいと思います。



ロータリー財団委員会

委員長：武藤 泰典

副委員長：加藤 喜夫

委員：村松 勇治 ・ 大地 哲郎

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

今年度は、コロナの関係で途絶えていた、姉妹クラブの台北怡東RCとの交流を深め、共同で行える有効な奉仕プロジェクトを発掘し、活動していきたいと思っています。

会員の皆様にはロータリー財団の活動を理解していただき、その活動資金を賄うための寄付をお願いいたします。

年次基金、一人当たりUS \$ 150以上、ポリオ・プラス、一人当たりUS \$ 30以上、ベネファクター一名（US \$ 1,000）以上をお願い致します。

会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。



米山記念奨学委員会

委員長：高松 昌樹

副委員長：北原 弘文

委員：田邊 雅子 ・ 加藤 喜夫

ロータリー米山記念奨学会は、海外からの留学生に対して奨学金の給付と在学中の世話やカウンセリングを実施して、将来母国と日本との懸け橋となって国際社会で活躍する優秀な青少年の育成に奉仕しています。

今年度も当クラブで預かる中国からの奨学生を、カウンセラーと協力して良くお世話をし、日本の文化、習慣などに触れてもらい、日中のみならず世界中の人々との友好、親善に貢献するロータリアンになるように育てたいと思います。

青少年奉仕委員会



青少年奉仕委員会

委員長：下中 英輝

副委員長：三谷 英弘

委員：舟橋 金之介 ・ 露木 健造

学校教育に関する考え方が様々になり、青少年達が勉強だけではなく実践的、社会的な活動と共に培う教育が考えられてきました。

コロナ終息後、パソコンや携帯普及の伴い、リモート教育など様々な形の教育の仕方が日々増えるようになりました。

本委員会は青少年の指導力育成を主とし、青少年達が勉強だけではなく実践的、社会的な活動と共に実社会において将来活躍できる人材を育むためでもあり、又近隣の子供達や世界の子供達に向け、私共が出来る奉仕を行うよう行動していきたいと思います。

青少年奉仕は青少年が活動できる場として、ローターアクト(18～30 才)、ライラ(14～30 才)、インターアクト(12～18 才)、青少年交換(15～19 才)があります。

横浜緑 RC は桐蔭学園インターアクトクラブのスポンサークラブでもあり、桐蔭学園の学生たちの募金活動の場として「緑区民祭子供動物園」「北山田公園祭り」「青葉区薔薇園イベント」などを提供、支援しながら、ロータリアンと青少年一人一人が共に奉仕活動やオリエンテーションを行う機会を沢山作って、学校だけでは経験出来ない事を学んでもらえるようにしたいと思います。

今年度は、私自身 2590 地区のインターアクト副委員長ですので、地区内で行う活動に対しても生徒共々協力をしていきたいと思います。

インターアクト、社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕委員長と協力し合い、現在継続している行事の内容も検討遂行しながら、社会的、国際的にも貢献出来るような活動を考え、青少年と共に行いたいと思います。

微力ながら委員全員で力を合わせて取り組んでまいりますので、会員皆様の多大なるご指導ご協力をよろしくお願いいたします。



インターアクト・RYLA 委員会

委員長：三谷 英弘

副委員長：下中 英輝

委員：清水 裕之 ・ 松尾 伸治

1. 当クラブが提唱する桐蔭学園高等部インターアクトクラブでは、本年度、「笑顔を伝える」を活動テーマとして、社会奉仕活動、国際理解、親睦活動の3種類に分け、次表に掲げる活動を計画しています。当委員会では、昨年引き続き、本年度も上記の活動を積極的に支援する中で、青少年の育成を推進してまいります。

社会奉仕活動	● コンタクトレンズ空きケースのリサイクル (eyecity) ● ハマロード (地域清掃) ● あしなが学生募金 (一般社団法人あしなが育英会) ● 日本カーシェアリング協会支援 ● 中高生夏期ボランティア参加 (公益社団法人よこはまユース) ● 「3.11 を忘れない」 イベント共催 ● 障がい者体験会
国際理解	● タイ・ミャンマー学習会 ● 学園祭で国連関係の発表 ● トルコ・シリア地震救援金活動 (日本赤十字社) ● 地域のお祭りでタイ・ミャンマーのフェアトレード品販売
親睦活動	● 高校生ボランティア・アワード ● ボランティア・スピリット・アワード ● インターアクトクラブ役員研修会 ● サマーミーティング ● 年次大会 ● 他校との合同募金活動 ● 横浜緑 RC クリスマス会 ● 石巻市訪問

2. ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) は、14～30 歳の若い世代を対象とした短期集中型のリーダーシップ育成プログラムです。RYLA の目的は、若者のリーダーシップスキルを磨き、地域に貢献している若者を表彰すること若者の心に生涯にわたる奉仕の精神を育み、ロータリーを通じた奉仕の機会へと導くこと、若者のリーダーシップ育成を支援することにより、ロータリーの青少年奉仕を実践すること、にあります。本年度も、地区委員会の計画の下、RYLA セミナーへの参加などの活動を通じ、RYLA の目的を達することができるように努めます。



標準ロータリークラブ定款

(2022 年 6 月)

*解釈の仕方：RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第 14 条より）。

ロータリークラブ定款

横浜緑ロータリークラブ

第1条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.細則： 本クラブの細則
- 3.理事： 本クラブ理事会の理事
- 4.会員 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI： 国際ロータリー
- 6.衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある
(該当する場合)：
- 7.書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、横浜緑ロータリークラブ
(国際ロータリー加盟会員)

本クラブの衛星クラブの名称は、

(ロータリークラブの衛星クラブ)とする。

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

(2022年6月)

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

神奈川県横浜市

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

(2022年6月)

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 ― 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

(2022年6月)

- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節（c）と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節（d）の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

(2022年6月)

第 1 節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節 — 種類本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節 — 正会員。RI 定款第 4 条第 2 節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 — 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4～6 節に従わない規定を含めることができる。

(2022 年 6 月)

第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

(2022 年 6 月)

- (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
- (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

(2022 年 6 月)

- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 — 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 — **例外**。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — **管理主体**。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — **権限**。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

(2022 年 6 月)

第3節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会

(2022年6月)

長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第 6 節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および 4～6 名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第 7 節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第 12 条 会費

(2022 年 6 月)

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条 会員身分の存続

第 1 節 — 期間。 会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

(2022 年 6 月)

- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節（a）項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲

(2022 年 6 月)

裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。

- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 — 理事会による最終決定。 もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 — 退会。 会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 — 資産関与権の喪失。 いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 — 一時保留。 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、

(2022 年 6 月)

- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。 地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 — 支持の禁止。 本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 — 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。 ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリアンの奉仕を祝い、こ

(2022年6月)

れまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(2022 年 6 月)

- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

(2022 年 6 月)

第 1 節 — 改正の方法。本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。第 2 条（名称）および第 4 条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

（2022 年 6 月）



横浜緑ロータリークラブ
クラブ細則
(2022 年 2 月)

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員(名誉会員は含まない、以下同様)に対して、会長ノミニー(次次年度会長)、幹事、会計、S.A.A.および5名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。その際に理事及び役員の兼務も可能とする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近のバスト会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち、5名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS.A.A.である。ただし、諸般の事情により、理事及び役員を兼務する会員が生じた場合はこの限りではない。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・ 会員記録の整理保管
- ・ 会合における出席の記録
- ・ 理事会における議事進行
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これを R I に送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとに資金状況を事務局からタイムリーに入手し、その説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S.A.A.(会場監督)

S.A.A.は、例会の秩序維持が最重要職責であり、通常その職に付随する例会準備や例会中の秩序管理などの任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。具体的には、

- ・ 会場の開門や閉門
- ・ 会場への入場や退場、早退・遅刻の承認や拒否
- ・ 来場者(ゲスト・ビジター等)の案内
- ・ 私語に対する警告
- ・ 例会中の時間管理
- ・ 例会場の設営と片づけ
- ・ 例会に使用する備品の管理
- ・ 座席の指定
- ・ 食事の手配 等

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分に開催するものとする。但し、第5週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款第 10 条第 5 節(b)項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第 10 条第 1 節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会の開催

(a) 理事会の開催条件

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー 2 名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合たるべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

理事会のメンバーは、やむを得ない事由により理事会を欠席するときには、所掌する委員会等のメンバーのうち適切な者に対し、当該理事又は役員の代理として理事会に出席するよう委嘱することができる。なお、代理出席者は、理事会において、当該理事又は役員に代わって議決権を行使することができる。

(b) 理事会の予算承認

支払いを伴う議案について当該担当者は、企画案を提出し、理事会承認を得て、実行後は理事会にて会計報告を行うことを遵守する。

会長が緊急の対応を要すると判断した議案については、事前に理事会で承認された金額の範囲内(5 万円)であれば、理事会決議を待たずに実行することができるが、実行後遅滞なく理事会に報告の上、承認を得るものとする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は 5 万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第2節 会費

会費は原則年額 32 万円とする。ただし、社会情勢の変化・諸般の事情等により、該当年度理事会が、当細則第 16 条に則り、変更できるものとする。

第3節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第4節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の 1 2 月 3 1 日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

例会における決議は、クラブ定款、本細則及び理事会の決議により特別の決議を要すると定めるものを除き、定足数を満たす例会において、出席会員の過半数により行う。

理事会における決議は、理事会において特別の決議を要すると定めるものを除き、定足数を満たす理事会において、出席する理事及び役員(理事及び役員の代理出席者を含む)の過半数により行う。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の五委員会とする。

- ・ クラブ奉仕委員会
- ・ 職業奉仕委員会
- ・ 社会奉仕委員会
- ・ 国際奉仕委員会
- ・ 青少年奉仕委員会

(b) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

(e) 会長は、理事会の承認により、各委員会下部に設置された委員会をその年度に限り統合することを可能とする。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ管理運営の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・ クラブ戦略計画委員会
- ・ 出席委員会
- ・ 職業分類委員会
- ・ クラブ研修委員会
- ・ 出席委員会
- ・ 職業分類委員会
- ・ 親睦活動委員会
- ・ 雑誌委員会
- ・ クラブ会報委員会
- ・ 会員選考委員会
- ・ 会員増強委員会

- ・ プログラム委員会
- ・ クラブ研修委員会
- ・ クラブ研修委員会
- ・ 広報委員会

- (b) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- (b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- ・ 緑災害救援基金委員会(M-DRF: Midori-Disaster Relief Fund)
- (b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- ・ ロータリー財団委員会
 - ・ 米山奨学委員会
- (b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第6節 青少年奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、青少年奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- ・ インターアクト委員会
 - ・ RYLA 委員会
- (b) 青少年奉仕委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ青少年奉仕の各

特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (c) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員会委員長と青少年奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) クラブ戦略計画委員会

(b) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合(クラブ例会、地区大会、都市連合会《IM: Intercity Meeting》、地域大会および国際大会等)に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよい奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(c) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(d) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(e) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる。

(f) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(g) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(h) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(i) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(j) クラブ研修委員会

この委員会は、入会予定者(会員候補者)にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(k) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする常任委員会は次の五委員会とする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。各会員に対する具体的な協力方法として、

- ・ 職業奉仕に関する情報を委員会が提供し会員とともに語り合う。
- ・ 会員が関係する業界・職場・地域社会において「奉仕の理想」にかなう行動を起こすにはどうすれば良いかを共に考える。
- ・ 単なる職業紹介でなく職業倫理・道徳に照らしての成功例や失敗例の卓話・フォーラムを行う。
- ・ 会員の職業(専門的知見)を生かした奉仕(出前授業、職場体験学習、よろず相談等)を行う。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委

員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。社会奉仕は下記の通りあらゆる面から行われるものなので、地域社会のニーズを様々な面からとらえ、優先順位を考えながら価値ある奉仕活動を実施する。

- ・ 人間尊重分野

援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務める。

例：社会的弱者への支援、保険・衛生・長寿で健康、子育て支援、社会的治安の向上、人材育成ほか。

- ・ 地域発展分野

地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務める。

例：産業育成、街づくりなど。

- ・ 環境保全分野

地域の環境の質を調査、改善するよう務める。

例：河川の清掃、公園・街路の清掃、クリーンエネルギーなど。

- ・ 協同奉仕分野

地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務める。

例：献血、募金活動、交通安全など。

(a) 緑災害救援基金委員会(M-DRF: Midori-Disaster Relief Fund)

災害発生時など緊急の救援活動に対応できるよう、日頃よりクラブ内外での災害救援基金を募り、タイムリーな支援を実施する。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。海外の友好クラブや姉妹クラブとの調整役としての役割も担う。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(b) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(a) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(b) RYLA 委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第10条 出席義務規定の免除

会員はやむを得ない理由により一定期間にわたり例会等に出席することができないときは、理由及び欠席する期間を明らかにした上で理事会に申請することとし、理事会は、正当かつ十分な理由があると認めるときに限り、出席義務規定の免除を与えるものとする。

第11条 財務

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第2節 R I に対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第3節 第2節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の2名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節 第3節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第5節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第6節 各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 入会手続き方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。(標準ロータリークラブ定款第8条第1節および第9条、参照)

第3節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することに

ついて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。クラブ研修委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長はクラブ研修委員長と連携の上、当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第13条 名誉会員推薦手続き方法

第1節 推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴15年以上
- (c) 推薦者7名以上

第2節 本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節 理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節 理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節 例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされたらば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 例会の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

出席報告

スマイル報告

卓話その他のプログラム

次回の予定

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款および R I の定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に對して行うことはできない。

付則

改定履歴

- ◆ 2007(平成 19)年 6 月 6 日 改定
- ◆ 2008(平成 20)年 4 月 23 日 改定
- ◆ 2010(平成 22)年 10 月 27 日 改定
- ◆ 2013(平成 25)年 7 月 24 日 改定
- ◆ 2015(平成 27)年 6 月 24 日 改定
- ◆ 2015(平成 27)年 8 月 5 日 改定
- ◆ 2022(令和 4)年 2 月 2 日 改定

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

- ・ 常任委員会委員長(5大奉仕委員長)
- ・ 親睦活動委員会委員長
- ・ S.A.A.
- ・ 会計

但し、会長エレクトが理事会に上申を行い、承認を得た場合はこの限りではない。

付則

改定履歴

- ◆ 2007(平成19)年 6月 6日 改定
- ◆ 2008(平成20)年 4月 23日 改定
- ◆ 2022(令和4)年 2月 2日 改定

横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は本クラブが会員に対する慶事、弔事傷病又は、被災に付いて慶弔見舞を行う際に適用する。

（ 慶事 ）

第2条 会員の慶事

1. 会員が結婚する場合は祝電及び3万円の祝金を贈呈する。
2. 会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。
3. 会員が公に表彰を受け又は特別の栄誉を浴し理事会が相当と認めた時は2万円程度の記念品を贈って慶祝する。

（ 弔事 ）

第3条 会員及び家族が死亡したとき。

1. 会員が死亡した時は供花等、弔電と共に5万円の弔慰金を献上する。
2. 会員の配偶者が死亡した時は供花等と2万円の弔慰金を献上する。
3. 会員の家族（一親等の尊属又は生計を共にする一親等の卑属）が死亡した時は供花等を献上する。
4. 当クラブに対し特別の功労があったと認められる人については理事会の議を経て、供花等と弔慰金を献上する。

（ 通知義務 ）

第4条 会員は本規程の適用を必要とする事態が発生した場合、速やかにクラブに通知する。

なお、辞退する場合はこの限りではない。

（ その他 ）

第5条 定めのない事項等

1. 本規程適用範囲の認定其の他、この規程に定めない事項は理事会の議を経て決定する。
但し緊急を要する場合、会長、幹事の専決により執行し理事会に報告承認を求める。
2. 本規程により祝金、祝品及び弔慰金を受けた会員は其の返礼はしない事にする。
3. 第2条、第3条においてクラブ旗を掲揚する。但し、辞退された場合はこの限りではない。

付則

改定履歴

- ◆ 1994(平成 6)年 7 月 1 日 改定
- ◆ 2022(令和 4)年 2 月 2 日 改定

R.I 関係事務所アドレス

国際ロータリー世界本部 ROTARY INTERNATIONAL

One Rotary Center:1560 Sherman Avenue, Evanston, Illinois 60201-3698,
USA
Web <https://www.rotary.org/ja>

国際ロータリー日本事務局

〒108-0073 東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 24F
Tel クラブ・地区支援室 03-5439-5800
財団室 03-5439-5805
経理室 03-5439-5803
資料室 03-5439-5802
Fax 共通番号 03-5439-0405

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階
Tel 03-3434-8681
Fax 03-3578-8281
Web <http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>

ロータリー文庫

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階
Tel 03-3433-6456
Fax 03-3459-7506
Web <http://www.rotary-bunko.gr.jp/>

一般社団法人 ロータリーの友事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4 階
Tel 03-3436-6651
Fax 03-3436-5956
Web <http://rotary-no-tomo.jp/>

国際ロータリー第2590地区(ガバナー事務所)

〒231-0016 横浜市中区真砂町 4-43 木下商事ビル 5F
Tel 045-650-2590
Fax 045-650-2591
E-mail g-office@rid2590.jp
Web <http://rid2590.jp/>

